

新潟市水道局パワハラ自死事件

Mさんを支える会ニュース No.6

Mさんを支える会

2020年11月

代表 萩野直路

連絡先 新潟市中央区

万代3-4-12

新潟地区労連内

新潟市と、水道局に 誠意ある解決求め、 4000筆余の署名を提出！

新潟市水道局パワハラ自死遺族Mさんと支える会は、11月17日新潟市水道局と新潟市に対し、パワハラを認め謝罪と損害賠償を行い、再発防止対策をとるよう要請する署名を提出し、それぞれの管理者に対し要請を行いました。提出署名数は、新潟市水道事業管理者宛てが4,545筆、新潟市長宛てが4,438筆でした。（新潟市職労・長岡市職労・新潟市民病労組・新潟水道他県内水道労組・全港湾・私教連・新潟県労連加盟労組など労働組合や、全国の過労死を考える家族の会、さらにこの問題を知って応援して頂いた県内外の市民の皆さんから寄せられました。）

新潟市の水道事業に献身的に従事してきたMさんの夫は、2007年5月に上司からのパワハラに耐え兼ね、うつ病を発症し38歳の若さで自死しました。子煩悩だった元職員は、前年12月に子供さんの誕生日に有給休暇をとり家族旅行に行ったことをきっかけに上司のパワハラがエスカレート、適切な指導がないに政令市に移行し、初めての業務をさせられ、いわれのない叱責を繰り返された挙句に、愛する妻と幼子を残し自死してしまいました。妻のMさんは公務災害を申請し、審査会で認定を勝ち取りました。水道局は「損害賠償と関係職員処分に必要」という口実で、通常では入手できない審査会の資料をMさんから入手しました。その資料を使い、不当な内部調査を行い、一転して「パワハラはなかった」と主張して謝罪と損害賠償を拒みました。Mさんはやむなく訴訟の道を選びました。

この事件の特徴は、公務災害基金新潟支部が公務災害と認定した結果を新潟市水道局が否定していることです。公務災害基金支部の責任者は新潟市長ですから、基金支部の結論を新潟市長が任命した水道局管理者が否定するという構図となっていることは重大な問題です。この要請行動では署名提出と同時に、地方公務員災害補償基金新潟支部長（新潟市長）宛てに「質問状」の形で基金支部の結論を水道局管理者が否定するという公務災害補償制度そのものを揺るがしかねない状況についての認識を問いました。



対応した水道局側は管理者は出てこず、総務部長他2名が対応しました。新潟市は高橋副市長が要請をうけました。高橋副市長は公務災害補償基金支部の担当であるということから、前記質問状も併せて提出しました。

要請側は、当事者のMさん他、新潟市市議会から保革をを超えて10名、新潟市職員組合委員長・新潟市水道局労組代表、および支える会より参加してそれぞれ意見を述べました。

職員の労働組合からは「あまりにも長い時間がかかりすぎている。遺族の精神的負担は大変なものだ。また行政で働く職員の立場から言うと、安心して安全に働ける状況にはない。誠意ある対応を望む」という発言があり、水道局の労働組合代表からは「公務災害に認められるようなパワハラがあっても管理者が否定するような職場では、安心してられない。明日は我が身だという声が広がっている」と訴えました。

新潟市議会議員より「内部調査資料は情報開示を求めても黒塗りで出てくるのに、裁判の証拠としては実名入りで提出されている。職員の人権は配慮されていない。職員の人権より自分に都合の悪い情報を隠すことの方が大事なのか」「第三者委員会も設けずパワハラを否定するとは、新潟市の認識はおかしいのではないか」など発言がありました。

それに対して当局側は「職務に精励していた職員がお亡くなりになったということに対して、痛恨の極みであり、哀悼の意を表します」としながらも、具体的な対応については「係争中」ということで言及はありませんでした。また再発防止については「研修を行っている」ということでした。

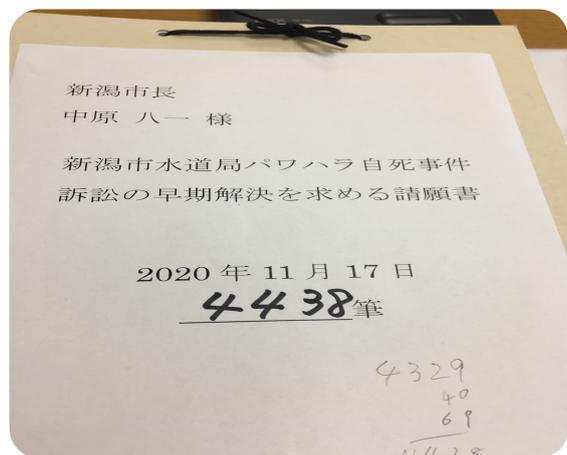
(しかし水道局の労働組合によりますと水道局の研修にはこの事案については一切触れられていないということです。) 第3者委員会の活用に関しては、コンプライアンスに基づき、何が起こったのか事実関係を自ら明らかにしていくことが重要であるとの認識が示されました。

午後より、記者会見を行いました。新潟市内において新型コロナの大規模クラスターが発生したということで、テレビ放映はされませんでした。新潟日報・毎日新聞・朝日新聞の地域版で紹介されました。

新潟水道労組 見解を出し、署名にも取り組む

新潟水道労組は、事件から13年が経過し この事件のことを知らない職員も増えていることから、9月発行の組合ニュースで事件の経過を説明し、署名を訴えました。その結果115筆の署名が寄せられました。

ニュースの中で「公務災害申請までは労組としても不十分ながら協力してきたが、それ以降の取組や職場への報告はなかった。このままでは安心して働くためにも看過できない問題があると判断し、組合員への報告と今後の方針を提起することにした」としています。そのうえで「事実を踏まえ、真の再発防止策を当局に求める」として自由にモノが言える職場を目指し、ご遺族の要求に対しても社会的に納得できる対応を求め、取組を進めるとのことです。



過労死シンポジウムで遺族の体験談発表

11月の過労死等防止月間にあわせて、厚生労働省が全国で行っている「過労死シンポジウム」が新潟県でも11月19日に開催されました。全国過労死弁護団の玉木一成弁護士と労働法が専門の滋賀大学の和田勘太名誉教授が講演し、過労死の裏にはパワハラがある。長時間労働せざるを得ない状況に追い込まれることが原因であり、パワハラをさせない企業風土を作ることが重要と、具体的裁判例もしめしながら呼びかけました。

遺族からの訴えとして、配達業務をしていた夫を2010年に亡くした、東京過労死を考える家族の会の女性は、「管理者がミスをした労働者を大勢の前で侮辱し叱責するような労務管理、過大な自社製品の販売ノルマを苦に夫は自殺した。パワハラの陰には不正がある。生きていてほしかった」と訴えました。続いてMさんが登壇し、自身の経験を話したうえで「パワハラは命を奪う犯罪です。反省の無いところに再生はない。誰もが安心して働ける社会になってほしい」と訴え、参加者に感銘を与えました。



過労死防止啓発授業 新津南高校で遺族講話

次回裁判期日は、12月21日(弁論準備)です。傍聴はできません。

10月29日と30日に、新津南高校で「過労死等防止啓発授業」が行われ、白神優理子弁護士とともに、遺族の体験談をMさんが生徒たちにお話ししました。この授業は厚生労働省が、全国の学校の学生を対象に、働きかたについて学ぶために主催して行っているものです。弁護士などの専門家の法律などの授業とともに過労死等遺族からの講話があるのが特徴です。

授業では、生徒の皆さんが熱心に聞いてくれ、中には涙を流している子もいたということでした。